

平成10年11月11日

「一紅会」会員のみなさまへ

「一紅会」会長 渡辺圭子

第2回「一紅会」主催  
新春講演会開催のご案内とお誘い

秋冷の候、みなさまにはますますご健勝にてお過ごしのこと存じます。  
昨年1月に第1回「一紅会」主催の講演会を開催し、成功裏に終了致しました事をお伝え  
申しあげます。

また、このたび第2回の講演会を別紙の通り開催致すことになりました。  
講師は皆様もテレビ等で既にご存じの方も多と思われるが、甲府一高31年卒の同窓  
生で前警視総監の井上幸彦氏です。  
今も連日のようにテレビやマスコミの紙面をにぎわせて、昨日の出来事のような感さえ致  
しますあの「オウム事件」の数々。

まさにあのとき、陣頭指揮にあたった警視総監が井上幸彦氏だったのです。  
あの時のご苦勞はいかばかりだったでしょうか。  
大変興味のあるところです。この度はそんなところをお話しいただくことになってお  
ります。

講演に引き続いて「ロリポップ・パーティ」（懇親会）を企画致しております。  
お茶とお菓子・おしゃべりで、「一紅会」の交流をよりいっそう深めることができたらと  
思っております。

皆様のご出席をお待ち申しあげます。

なお、「一紅会」についてご存じない方のために、右側に「一紅会」のあらましと会則  
を載せてありますので、ご一読いただければと存じます。

向寒の折、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申しあげます。

以 上

## 「一紅会」について

1995年東京同窓会からの呼びかけで甲府一高女性ネットワークの会が生まれ、1996年3月7日「一紅会」として正式に発足しました。

「一紅会」は、甲府一高を卒業した女性が学年を越えて交友関係を深め、さらに東京同窓会に多くの女性が参加するよう呼びかけ、東京同窓会を盛り上げようという主旨で発会しました。

「一紅会」の名称は甲府一高の「一」と校旗・女子制服の蝶ネクタイの「紅」にちなんで決定され、会則も1997年2月1日付で制定されております。

現在は東京同窓会の各学年幹事の方々から推薦された、男女共学が始まった昭和28年以降昭和52年卒業までの代表で、年2・3回の会合を開いております。この「一紅会」の活動によって東京同窓会への女性参加者が増加し、1998年7月の東京同窓会総会では渡辺「一紅会」会長が東京同窓会副会長に選任されております。

東京同窓会が女性の参加により活発に運営されることを第一の目的にしておりますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

## 「一紅会」会 則

- 第1条 この会は「一紅会」という。
- 第2条 この会は、「甲府中学・甲府一高東京同窓会」の中に置く。
- 第3条 会員は、甲府一高卒業の女性とする。
- 第4条 この会は会員相互の親睦を図るとともに、東京同窓会の充実発展に、寄与することを目的とする。
- 第5条 この会の役員と役員を選出は次のとおりとする。
- (1) 幹事 各卒業期ごとに1名を互選し、「一紅会幹事会」とする。
  - (2) 会長1名 幹事会の総意で選出する。
  - (3) 副会長1名 幹事会の総意で選出する。
  - (4) 任期はいずれも2年間とし再選を妨げない。
- 第6条 幹事会は、次のことを行う。
- (1) 幹事会を年2回以上開催
  - (2) 第4条の目的を達成するための諸事業の企画・実行
  - (3) 東京同窓会の理事会等出席
  - (4) 予算・決算に関すること
  - (5) その他
- 第7条 この会の運営を円滑にするため事務局を置き、東京同窓会の当番学年が幹事を含め2名から3名でこれに当たる。
- 第8条 この会の運営は次の費用で賄う。
- (1) 東京同窓会よりの援助金
  - (2) 寄付金
  - (3) 雑収入
- 第9条 この会の会計年度は毎年9月1日より翌年8月31日までとする。
- 第10条 この会則は、平成9年2月1日より施行する。

以 上